



ところがロシアは、東部侵略の政策に基いてカムチャッカ全土を犯したのみならずアリューシャン列島からアラスカ、そして千島列島をつたって得撫島まで侵略してきたのです。その時にわがアイヌと交戦した記録があります。そして日本の幕末の当時、その背景は、国内においては尊皇倒幕の重大な時局にあり、また外においても西洋の列強が目白押しに日本に進出してきた時であり、まさに内憂外患の時でありましたが、ロシアの使節が日本にやって参りましたが、無理難題を投げかけて、遂に日本とロシアの間に日露和親条約、いわゆる下田条約なるものが調印されたのです。

それによりすると、これより後、日本国とロシア国との境は択捉島と得撫島の間にあるべし、択捉全島は日本に属し、得撫島全島及びその北方、クリル諸島はロシアに属す。樺太に至っては、日本国とロシア国との境をわかつたが、境界を作らない。従来の上記の通りであるべし。このようなものです。従って、千島列島は得撫島と択捉の間、明確な国境線を定め、かつ樺太は帰属未定の日露雑居の形となったのです。これをタネにしてロシアは南樺太へ侵攻して来るのです。

さらに明治八年、新政府は樺太放棄案を採択致しまして、血を流さないで択捉沖において千島樺太交換条約に調印致しました。それによって第一条は、樺太全土はロシアの領土とする。日本とロシアの国境は宗谷海峡とする。第二条において

得撫島より占守島までのクリル諸島は日本の領土とする、明確に定められたのです。

当時、この交換条約に対して国民の怒りは爆発して、まさに握り飯と柿の種の交換であると嘆かれたのです。あの大きな樺太と小さな千島を交換したのであります。このようにロシアの武力の圧力に屈して、日本は条約に調印せざるを得なくなつたのです。しかしその後、一九〇五年の日露戦争の結果、日本が大勝してポーツマス条約を結び、その握り飯の半分を返してもらつたのです。

### ■終戦後に北方領土強奪

それより後、終戦まで四十年間、我が父祖達は心血を注いで樺太および千島を墳墓の地と定めて、寒さと不毛にいとみながら開拓し、四十万人が住むところの近代樺太及び千島を築いて参りました。

その後、不幸なことにわが国が米國と交戦状態に入り、遂に敗色が濃くなつた頃、ソ連は終戦わずか一週間前の昭和二十年八月八日、いまだ有効でありました日ソ不可侵条約を一方的に蹂躪し、翌八月九日未明、満洲国ならびに南樺太の国境を突破して、一勢に進撃侵略を開始したのです。

ソ連が満州を侵略するや否や、発電所、造幣所、あるいは鉄道等の重要施設を全部とりはずして、貨車三万輛をもつてシベリアに運び去り、それのみならず有価証券から宝石、貴金属に到るおびた

だしい財宝を略奪、没収して、これまたソ連に持ち帰つたのです。その額は当時のお金にして、重要施設だけで八億九千五百万ドル、その他に宝石、貴金属など七十五億円に達する膨大な被害を日本は蒙り、さらにそればかりでなく民間人に対してソ連兵は横暴を極め、日本人狩り、日本人殺戮、個人の家に到るまですべてのものを略奪、婦女子に対して強姦、民間人に陵辱をあげせかけました。そのために、在満日本人百五十五万人のうち十七万九千人が虐殺、自決あるいは疫病によつて殺されていったのです。

さらに彼らはポツダム宣言の条項に反して日本の軍及び民間人の一部をなんと六十万人も不法に逮捕、拉致してシベリアに連行し、収容所に送りこんで、捕虜として強制労働に酷使したのです。そのために、おびただしい数の日本人が犠牲となりました。満洲におけるソ連の蛮行は日本人として、決して忘れることのできないものであります。

さらに樺太においては八月九日午前九時頃、ソ連軍が国境を突破し、瞬く間に空襲あるいは上陸作戦を展開、八月二十二日に銃爆撃をうけて樺太全島は占領され、満洲と同じように占領後まず警察官、憲兵などが目の仇とされて大部分は銃殺、一部がシベリアに送りこまれました。民家はいうまでもなく襲われ、時計、万年筆、服地、トランクなど個人の持物を目当てとしてすべて略奪していったのです。国境から六百キロの道を南へ南へ

と避難民が列をなし、それに対して三十分ごとに爆撃を加えました。そればかりではなく、避難民を満載した船が北海道の沖、宗谷海峡ならびに北海道沿岸に近接していく時、四隻が国籍不明の潜水艦、あるいは具体的にソ連の飛行機の爆撃を受けまして撃沈され、尊い犠牲者を出したことは思い出しでも胸の痛くなる事件でございます。

続いて千島においては、終戦になった三日後、八月十八日に最先端の占守島にソ連軍が奇襲上陸いたしました。武装解除していく日本軍を尻目に彼等は鳥つたいに南下し、得撫島までやってきました。そして、一端ソ連軍はひき返したのです。そして択捉島以南の歯舞諸島はまぶまに到るまで、米国軍が来ていないということを知って、再びソ連軍は八月二十八日択捉に上陸し、以後国後、色丹、歯舞を占領して、今日に到るのです。

### 拘束力ないヤルタ協定

その後、サンフランシスコ平和条約が結ばれ、それに調印したわが国はクリル諸島と南樺太の領有権を放棄しました。しかし、日本の固有の領土である北方領土、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹はそのクリル諸島には入っておりません。従って、わが国は固有の領土を放棄していないので、断固としてその返還を要求してまいりました。ところがソ連はそのサンフランシスコ平和条約に対しては、これを拒否して署名もせず、ましてやそ

の条約を批准していないのです。

サンフランシスコ平和条約の最終条項の中には条件としてこの条約に署名し批准することがあげられています。署名することによって初めてその権限を主張できるのですから、ソ連においては何ら北方領土ならびに千島樺太に対する領土要求権を主張する権利はないのです。ソ連はヤルタ協定をタテにとつて、この千島樺太の領有を主張しておりますが、ヤルタ協定なるものは米国の公式見解で明らかにしているとおり、三国の首脳が目標を陳述したにすぎないのであって、何ら法的根拠はないのです。従って、わが国はヤルタ協定なるものに拘束されることはまったくありません。

さらに一九五六年になつて鳩山内閣の時に、日ソ国交が樹立され共同宣言が發布されましたが、その際のソ連は将来日ソ平和条約を締結する時、歯舞、色丹の二島を返すと主張しています。それに対してわが国は、歯舞、色丹だけでなく、国後、択捉、すなわち四島の一括返還を一貫して主張してまいりましたので、両国の主張はもの別れとなつていっているのです。

わが国民が、国交樹立されたなら、その後少しは友好関係が始まるのではないかと期待したことは愚かでした。その後、おびたしい日本の漁船が北洋において傘捕され、多くの人々が抑留されていったのです。

昭和二十一年から五十年までの三十年間で、な

んと一千九百隻、一万二千人がソ連の警備艇に傘捕され、抑留されていったのです。そればかりではなく、最近この四年間においては一千二百二十回にもものぼるソ連の大型漁船団による日本漁業の被害、アミを切られたり船を沈没させられたり、という事件が相次ぎ、四億円の被害を蒙っているのです。

さらに昨年九月にミグ25が強制着陸致しまして、バラバラにされてソ連にひき渡された十二月十日、ソ連最高幹部会はアリューシャン、オホーツク海において二百カイリ漁業専管水域を設定するという決定をなし、いよいよ一九七七年三月一日より実施を宣言いたしました。その後、今日まで択捉島沖、あるいはカムチャッカ沖において毎日のように拿捕され、あるいは銃撃を受け、二時間間にわたつて波荒い北洋の海で逃げまわるといふような事件が発生しているのであります。そればかりではありません。沖縄の南東において、ソ連は大規模な軍事演習を繰り広げ、威嚇し、まさに強圧外交そのもののやり方をもって日本に迫っているのです。

かつて江戸時代においても、東部総督ムラビエフというロシア人が艦隊七隻を率いて東京湾に入り、対支条約、すなわち中国との間に条約を結んで沿海州はロシアのものとなった。従つて沿海州の付属の島である樺太全島はロシアの領土だと、このように強圧外交を展開したことがあります。

しかし日本は当時一歩も引きさがらなかつたのです。これと同じようなことが今日、繰り返されていくのです。

## ■ロシアの侵略性の由来

このソ連の強圧外交の背景はいった何かということをよく知らなければなりません。なぜ昨年来から日本に対して急激に高姿勢になってきたのか。そこにはソ連最高会議幹部会の決定というものの影響が大であると思われまふ。すなわち今までは蘭舞、色丹を平和条約締結と同時に日本に返すと言っていました。ソ連の在日大使ポリヤンスキーは、領土問題は解決済みだと従来の考え方をひるがえしました。そればかりかミグの賠償金を三十億円よこせと言ってきたのです。このようにわが国の領空を侵犯しておきながら、逆に賠償金を要求するという横暴な態度を日本に示してきました。ロシア及びソ連の意図というものをしっかりと見抜いていかなければなりません。

そもそもロシアは東ローマ帝国の正当なる継承者だと自称してロシア帝国ができあがりました。かつてのローマ帝国は、キリスト教を先頭に立てて周辺諸国を征服して、これを教化することを神聖な使命と考えましたが、同じようにロシアもその考え方を継承して、おびただしい領土を獲得しております。そのロシアの精神をそのまま受け継いだのが、今から六十年前、革命によって新しく

生まれた共産主義国家であるソ連です。ただ宗教がキリスト教から、マルクス・レーニン主義に変わったにすぎないのであります。

ソ連は周辺諸国を武力でもって押さえ、征服し、かつその権力はマルクス・レーニン主義に教化することを神聖なる使命であると考えているのです。ソ連は終戦直後、どさくさにまぎれてポーランドを侵攻し、バルト三国を併合してフィンランド、ルーマニアの一部を加え、東欧諸国を共産化し、満州、北朝鮮、あるいは樺太に侵攻して合計十五カ国を侵略、五カ国が侵略未遂です。

今日まで、オーストリアの領土の一部を返したのみで、後の領土は依然としてソ連の軍隊のもとにあり、まさにソ連は侵略国家です。この認識をはっきり持たねばならない国であります。

従って彼らは北方領土を返すどころか、あわよくば北海道、さらには本州、四国、九州も奪いとりうと目論み、着々と日本侵略の攻勢に出てきているのです。まさに昨年十二月十日のソ連最高幹部会議の決定は、日本侵略の第一歩を踏み出したというように考えるべきです。

## ■四島一括返還が重要

ソ連は極東艦隊を増強し、かつまた、あまりにも目立った動きを致しますと、日本が再軍備をする恐れがあると考えまして、ひそかに北朝鮮に対してソ連製の武器、弾薬の援助をほどこし、潜水

艦も十八隻を北朝鮮に増強させています。こうして同盟国の兵力を増やししながら、極東全体のバランスを有利に展開し、あわよくば金日成をそのかして韓半島を赤化し、南の九州と北の北海道の両方からハサミうちにして日本を占領しようと考えているのがソ連の狙いでありまふ。

そのお先棒をかついで社会党や共産党は、この領土問題をタテにとつて一刻も早く日ソ平和条約を結んで蘭舞、色丹をまず返してもらって、それから日米安保条約を破棄して、全千島を返してもらおうじゃないか、このように主張しています。なるほど一理あるような主張ですが、それにはとんでもない落とし穴があります。なぜなら、平和条約というものには領土問題を解決するものであり、いったん条約を結んだ後は、もう解決済みとなってしまうからです。それから後に領土が返ってくることはないのです。ですから平和条約締結と同時に蘭舞、色丹だけでなく、国後、択捉の四島一括返還を主張しなければならないのです。

その後の交渉においては、ソ連と交渉するのはありません。クリル諸島及び南樺太は帰属が未定のままになっており、この問題は別の国際会議によって解決するというところに、サンフランシスコ条約でなっていますので、それに従うべきです。別の国際会議によって、千島ならびに南樺太の問題を解決しなければならないのであります。

このように概略の歴史を振り返ってみます時

に、まず第一の結論は、国後、択捉、歯舞、色丹の四島は今まで一度も外国の手に支配されたことのない、日本の歴史的な固有の領土であるということ。さらには法的にも明確に日本の領土であります。最近、急速に日中平和友好条約の早期締結が云々されておる時、あるいは日ソ関係も急転回するかもしれない。この際に平和条約を結ぶ前提として、この四島復帰を強く訴えなければならぬ時です。

第二としては、得撫島以北の千島の十八島、及び南樺太は帰属未定でありますから、別の国際会議によってこれを解決し、ソ連に不法な利益を与えるような話し合いを日本政府は絶対にしてはならないということです。依然として南樺太及び千島は先祖伝来の日本固有の領土であることは間違いない。サンフランシスコ平和条約によって敗戦国として一方的に戦勝国から放棄させられたものでありますから、日本は固有の領土であるということ堂々と訴えるべきです。

第三においては、日米安保条約の破棄を条件として、北方領土を返してもらおうとするような共産党や社会党の一部の謀略に絶対乗ってはならないということだ。

それから北方領土の返還に関して日本はどうもソ連の巨大な軍事力を背景とした、その力に屈伏して敗北主義に陥り、その声が小さい。終戦から今日まで三十三年間、経っているにもかかわらず、

いつまでも敗戦国の敗北主義に陥っている。このような精神を根本から変えなければなりません。

### ■今こそ奪還国民運動を

またソ連に要求するのみならず、日本自体がそれ以前になさなければならぬ問題があるのでございませぬ。それは何かと申しますと、まず日本が完全に勝者と敗者という立場で屈辱的に止むなく結んだサンフランシスコ条約、さらにそれ以前に一方的に日本を弱体化する日本占領政策として押しつけられた占領憲法を変えることです。こういうものによって今日まで教育されて、今や日本は昭和元祿、平和ムードに酔いしれまして、北方領土はどこふく風、自分のことばかりを考えるような風潮となつてしまいました。

これ程までに米国が日本から遠ざかり、ソ連中共、北朝鮮に包囲されているまさに内憂外患の時に、国民は眠りこけています。さらにはますます容共ムードに流されていく。従つてこういう状態では、どんなに声を大にして叫んでも、国論はバラバラとならざるを得ないのです。まずもつて、ソ連のあの横暴、あるいは強圧外交に対抗しようように日本の体制を整えなければなりません。

そのためには今までの容共体制を一掃して勝共救国国民運動を起こす以外にない。その運動を土台として日本が自主独立国家となり、自ら憲法を制定いたしまして、国論を統一し、力をつけて、

また一国だけでは防衛できませんので、日米を軸として自由世界の結束を固めながら、その力をもつてソ連に対抗し、要求し、対等の立場でこの問題を処理すべきであると考えます。

今こそ、この北方領土をソ連から奪い戻す絶好のチャンスであります。この領土問題に関しては、わが国は一方的に、不法にわが固有の領土を占拠されているのでありますから、国民は一致団結して官民一つとなつて、この運動を粘り強く展開しなければなりません。自民党も公明党も民社党も同じ四島復帰論です。共産党や社会党でさえも北方領土を返せといっているのですから、北方領土返還を旗印に国論を統一していけるはずですよ。父祖が血と汗と涙で開拓したことを想い、また、今なお根室周辺に北方領土から追われた多くの人が故郷に帰るその日を待っている胸中を察し、さらには多くの犠牲者が出たその無念の思いのためにも、なんとしても、この領土が一日も早く帰るようには我々は全力運動を続けなければならないと考えます。

本日『氷雪の門』という映画が上映されます。わが北海道、九州、四国、本州の四島があのようなソ連の横暴と侵略によって蹂躪されて避難する所なく、太平洋にもぐらざるを得ないような、悲劇を招かないよう、これを契機として日本の再建、建直しのために皆様と共に運動をすすめてまいりたいと念願するものであります。

「江戸期の歴史的経緯」

天正18（1590）年、豊臣秀吉は松前慶広（5世）をエゾの島主として正式承認。文禄2（1593）年に慶広に朱印2状を下附。徴税権を公許。これが北方諸島を日本固有の領土とする歴史的始まり。ちなみにロシアが同地域に始めて接触したのは1713年のこと。日本人船乗りを案内人とした探検家ゴジレフスキーが北千島に住む日本人から金属を入手したと報告書に記載。それまでロシアは千島、北方領土、樺太と関わっていない。

正保元（1644）年、徳川幕府は正保年度日本全国を複製。松前藩が提出した自藩領地図には千島列島と北方領土39島の島名が刻明に書きこまれている。元禄13（1700）年、幕府は再び全日本地図と各藩の緑高帳の複製を計画。松前藩は千島、樺太を加

えたエゾ全島の地図を幕府に提出。その中で歯舞、色丹、国後、択捉の4島も明確に記入し自藩領土と明示。これに基づき幕府は元禄年度日本全図を作製した。

▽

「幕末期II日本・魯西亜通好条約（下田条約）」

嘉永6（1853）6月、米国のペリー提督が四隻の黒船を率いて浦賀に来航。翌7月、ロシアのプチャーティン提督が長崎に来航。安政元（1855）年、日本・魯西

亜通好条約（下田条約）を締結。同条約は函館、下田、長崎の開港などを取り決め、同2条において「日本国と魯西亜との境を『エトロフ』島と『ウルップ』島との間に在るべし、『エトロフ』全島は日本に属し、『ウルップ』全島より北の方『タリル』諸島は魯西亜に属す、『カラフト』島にいたりては日本国と魯西亜との間に界を分たす是迄の仕来の通たるべし」とした。

このように得撫（ウルップ）

島以北の千島諸島はロシア領、樺太は境を決めず日露の混在地とした。ロシアは列強諸国と同様の貪欲な高圧的姿勢をもって幕府に臨み、千島諸島と樺太を手中に収めようとしてきた。その結果、屈辱的にも千島列島を放棄したが、樺太については踏みとどまったと言える。だが、北方4島が日本の固有の領土であることをロシアが認めた点は見逃せない。

▽

「樺太・千島交換条約」

慶応3（1867）年、幕府は樺太の境界談判のためロシアに特使を派遣。樺太の北緯50度以南はアイヌ居住地であり、日本に帰属しており、樺太南半は日本の領有と主張。樺太の南北分轄を提案するも、ロシアは強硬に拒否した。

これを明治政府は引き継ぎ、外務卿、副島種臣、次いで旧幕臣で海軍中将、榎本武揚が対露交渉を担当。明治7

（1874）年、榎本は特命

全権公使としてモスクワでアジア局長スツレモフらと交渉。その結果、全樺太と千島列島交換を合意。明治8（1875）年5月、榎本公使とロシア首相兼外相ゴルチャコフと調印し交換条約が成立した。これで下田条約によって失った千島諸島を取り戻せたが、樺太を放棄する代価を支払った。

▽

「ポーツマス条約」

明治38（1905）年9月、米国のポーツマスにおいて日露戦争の講和条約を小村寿太郎とセルゲイ・ウイッテの間で調印。「ロシアは樺太の北緯50度以南の領土を永久に日本へ譲渡する」とした。これによって樺太南部が日本に復帰した。

▽

「カイロ宣言とヤルタ協定」

1943年11月、ルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、蒋介石中華民国総統の

3首脳がカイロで会談、領土不拡大の原則に立って戦争や力を背景に獲得した領土を認めないとともに領土を拡大する意志がないことを明らかにした（カイロ宣言）。宣言は日本が第1次大戦後に得た領土についての処理方針を示した。したがって第1次大戦以前に日本領であった南樺太・千島はその領有が暴力や貪欲でなく宣言に該当しない。

日本に対する降伏の勧告としてのポツダム宣言では「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」と明記されており、ソ連はカイロ宣言には参加しなかったが、スターリンはこの主旨を全面賛成した上でポツダム宣言に加わっている。当然、ソ連も拘束する。戦勝国だからといって領土拡大は断じて許されぬことである。

ところが1945年2月、クリミア半島のヤルタにルーズベルト、チャーチル、スターリン・ソ連首相がヤルタ協定と呼ばれる密約を結んだ。

ドイツが降伏しヨーロッパにおける戦争が終結した後、ソ連が2、3カ月経て日本に参戦する条件として①1904年の日本の背信攻撃によって侵害された樺太南部、及びこれに隣接する全ての島嶼はソ連に返還される②千島列島は「ソヴィエト」連邦に引渡される」とした。ソ連は満州におけるさまざまな権益も要求した。

ヤルタ協定でのソ連の要求は領土不拡大とした大西洋憲章やカイロ宣言の原則を踏みにじるものであり、幕末期の列強諸国の帝国主義そのものである。同協定は各国が批准していない個人的密約であり、国際法上、何ら正当性が認められない無効のものである。

### ▽ 【ポツダム宣言と終戦経緯】

1945年8月、日本はポツダム宣言を受諾。同8条は「カイロ宣言の条項は履行されるべき。また日本国の主権は本州、北海道、九州及び四

国ならびに吾等の決定する諸小島に限られなければならない」とした。当宣言によってわが国は4島とその周辺の小島のみを領土となり、琉球列島、小笠原群島等は米国の信託統治になった。

千島・南樺太も当然、同様になるべきものであるが、ソ連はただちに国内法のもとに沿海州に組み入れてしまった。ヤルタ協定が背景にあることは言うまでもない。

そもそもロシア革命後、ソ連政府は1924年5月に国際連盟に対して「1904年、日本の水雷艇が旅順のロシア艦隊を攻撃したことは法律的地域からは明らかに侵略的行為であるが、政治的にいえば、それは帝政ロシアの日本に対する侵略政策によって引き起こされた行為である。日本としては予め危険を避けるがため、その反対者に最初の攻撃を加えたのである」との通告を行った。さらに1925年1月、北京で日ソ基本条約を

結び、同2条においてポーツマス条約の効力が継続していることを認め、帝政ロシアが南樺太を日本に返したことを正当な行為として認めた。

1941年には日ソ中立条約を締結し相互不可侵を取り決めたが、広島に原爆が落とされた直後の1945年8月8日深夜、いまだ有効であった同条約を一方的に蹂躪し、翌8月9日未明に南樺太の国境を突破して侵略を開始。わが国がポツダム宣言を受諾し、武装解除を受け入れた8月15日以降も武力行使を続け、8月22日に樺太全島を占領。千島には8月18日に侵入し得撫島まで一挙に占拠。択捉島以南の北方領土に米軍がないことを確認すると、8月28日に択捉島に上陸、4島を武装占領した。

わが国は9月2日、東京湾上のミズリー号において降伏文書に調印したが、すでにポツダム宣言受諾をもって8月15日に終戦となっていた。に

もかわらずソ連及びロシアは9月2日を「第2次大戦終結の日」とし、この間の蛮行を正当化しようとしている。何を言おうが領土不拡大とした大西洋憲章やカイロ宣言の原則を踏みにじった蛮行は消せない。

### ▽ 【サンフランシスコ講和条約】

降伏後、わが国は連合国の支配に置かれたが、1946年9月、連合国との間でサンフランシスコ講和条約を結び独立を果たした。条約には49カ国が署名。同条約によってわが国は「主権を持っていた千島列島・南樺太の権利、権原及び請求権」を放棄した(同2条)。北方4島は歴史的かつ日露間の過去の条約からも明らかのように千島列島には入っておらず、わが国固有の領土であり、放棄した島々では決してない。

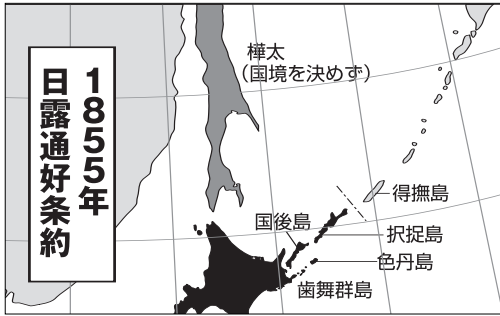
ソ連は同講和会議において「日本における外国軍の条約締結後即時撤退」「日本が外

国と安全保障条約を結ばない」「日本の防衛力に制限を加える」「中共を連合国が承認する」等の条件を呑まない限り日本の独立を認めないとして会議の無効を唱え署名しなかった。同条約はソ連が3年以内であれば同条約に参加し、同一内容の条件で2国間の平和条約を結ぶことができるとしたが、ソ連は先の主張に固執し3年が経過した後も2国間条約を結ぼうとしなかった。従ってソ連は千島列島・南樺太に対する権限を一切失ったことになる。

わが国はサンフランシスコ講和条約において帰属先未決定のまま千島列島・南樺太を放棄したのである。同条約に署名しなかったソ連には何ら権限はない。ソ連はマッカーサー連合軍総司令官がソ連に日本軍の降伏受理をまかせた「一般命令第一号」を占有の根拠を置いているが、このことは自ら「戦時占領」を認め

ていることを示している。千

## 日本とロシア、旧ソ連の国境の変化



(注) 1945年にソ連が択捉島など北方四島を占領 (日本経済新聞 2010年11月14日付)

島・南樺太の帰属先についてもわが国は国際社会に問題提起すべきである。

### ▽ 「日ソ共同宣言」

講和条約を結ばず戦争状態にある日ソ両国は1955年10月、日ソ共同宣言を結び、「日ソ両国間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国間に平和及び友好善隣関係が回復する」とし、戦争の終結と国交回復を行った。だが、懸案の国境画定(領土)問題は残され、「日ソ

両国は引き続き平和条約締結交渉を行い、条約締結後にソ連は日本へ歯舞群島と色丹島を引き渡す」とした。

この約束も1960年の日米安保条約の改定交渉期に入ると、「ソ連邦は、極東における平和機構を阻害し、ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が日本によって締結されるような措置を黙過することはもちろんできない」として、日本に外国軍隊が駐留する限り先の歯舞、色丹も返すことができなくな

ったと言いだめた。日ソ共同宣言が締結された当時もすでに日米安保条約は存在し、米軍も駐留していたのだから、全く矛盾した論理である。以降、冷戦下で条約締結・領土交渉はまったく進まなかった。

### ▽ 「ソ連崩壊・ロシアの動向」

ソ連崩壊後の1993年にエリツィン大統領が来日し、「日露間に関する東京宣言」が発せられた。同宣言は「日露首脳は」困難な過去の遺産は克服されなければならない

との認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方はこの問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する」とし、日ソ共同宣言を認め領土問題を話し合う考えを鮮明にした。

また2000年にプーチン大統領が来日した際、「56年宣言(日ソ共同宣言)は有効であると考える」と発言。2001年の日露間の「イルクーツク声明」では日ソ共同宣言の法的有効性が文書で確認された。2009年2月にはメドベージェフ大統領が麻生首相と会談した際、「型にはまらない独創的アプローチで領土問題解決を目指す」と表明したが、独創的アプローチの本身は明らかにしなかった。ところが2010年11月1日、電撃的に北方領土の国後島を訪問、占領を恒久化するかのような発言を行った。

### ▽

以上から北方領土がわが国固有の領土であることは明白である。日本国民は4島返還の要求を決して捨てては成らない。またロシアはソ連共産主義の蛮行に組み込むことなく、北方領土返還をもって真の民主主義国であることを世界に示すべきである。

